

議第 15 号

遊佐町乳児等通園支援事業利用料徴収条例の設定について

遊佐町乳児等通園支援事業利用料徴収条例を次のように制定する。

遊佐町乳児等通園支援事業利用料徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、町立保育所が実施する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 15 第 1 項の規定に基づく乳児等通園支援事業の利用料（以下「利用料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料)

第 2 条 前条の利用料は、事業の対象児童 1 人につき 1 時間あたり 300 円とする。

(徴収時期)

第 3 条 利用料は、事業を利用した日に徴収するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用料の減免)

第 4 条 町長は、特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

遊佐町乳児等通園支援事業の開始に伴い、遊佐町乳児等通園支援事業利用料徴収条例を整備するため、提案するものである。

令和 8 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 16 号

一般職の職員等の旅費に関する条例の設定について

一般職の職員等の旅費に関する条例を次のように制定する。

一般職の職員等の旅費に関する条例

一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和 45 年条例第 14 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員等に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- （2） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- （3） 出張 職員が公務のため一時その在勤地（常時勤務する在勤地のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- （4） 赴任 辞令交付により転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。
- （5） 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- （6） 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、

子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

- 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 職員が、町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。

（1） 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2） 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつて

は公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼書（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合は、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種目）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費と

する。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第20条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

（旅費の請求手続）

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 町長は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 町長は、その支出し、又は支払つた概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、町長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該

概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、町長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

（2） 急行料金

（3） 寝台料金

（4） 座席指定料金

（5） 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定め

るものをいう。次項及び第 13 条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第 11 条 航空賃は、航空機(航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び第 13 条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(車賃)

第 12 条 車賃は、自己の所有する自家用自動車を使用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 当該移動に係る路程に応じた費用
- (2) 前号に掲げる費用以外の費用であつて、当該移動に直接要するもの
- (3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる費用は、自己の所有する自家用自動車を使用して移動する全路程を通算して計算し、その額は、1キロメートルにつき22円とする。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶、航空機及び自己の所有する自家用自動車以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(運転手当)

第14条 運転手当は、公用自動車又は自己の所有する自家用自動車を自ら運転した場合に支払われる手当とし、その額は、1日につき600円とする。ただし、次に掲げる地域への旅行の場合は、手当を支給しない。

(1) 庄内管内、最上管内、秋田県由利本荘市及びにかほ市(鳥海山の山頂の区域を除く。)

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該

宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第13条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、この条例及びこれに基づく規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

（1） 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項に定める定額の3分の2の額

（2） 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する額とする。ただし、この条例及びこれに基づく規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、前項各号の規定の例による額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第18条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第20条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

2 転居費は、辞令交付による派遣命令を受けた場合の転居に要する費用が対象となり、採用に伴うUIJターンによる費用は対象としない。

(着後滞在費)

第 19 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第 20 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。

(外国旅行の旅費)

第 21 条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種目及び額は、第 6 条及び第 9 条から前条までの規定にかかわらず、法の定めるところに従い、これを支給する。ただし、法の規定により難い事項に関しては、任命権者は、その都度、町長と協議の上これを決定し支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員が特別職の職員に随行して外国に旅行する必要があるときの当該職員の旅費の額は、特別職の職員が別に条例で定めるところにより受ける旅費の額と同一とする。

(退職者等の旅費)

第 22 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は

赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条から第13条までの規定及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（車賃及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第15条、第16条、第18条、第19条及び第20条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 旅行命令権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（旅費の返納）

第27条 町長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、町長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の一般職の職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第

4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 条第 2 項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

3 新条例第 3 条第 5 項及び第 6 項の規定は、これらの項に規定する者が同条第 1 項及び第 2 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第 2 7 条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(規則への委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(遊佐町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正)

第 4 条 遊佐町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和 4 5 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第 3 項中「、宿泊料及び食卓料」を「及びその他の交通費」に、「別表第 1 のとおりとする」を「一般職の職員等の旅費に関する条例（令和 8 年条例第 1 号。以下「一般職旅費条例」という。）の例による」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、一般職旅費条例第9条第2項、第10条第2項及び第11条第2項中「最下級の」とあるのは、「遊佐町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和45年条例第2号）別表第1に定める」と読み替えるものとする。

第2条第4項を次のように改める。

4 宿泊費及び包括宿泊費の額は、一般職旅費条例の例による。この場合において、一般職旅費条例第15条中「別表」とあるのは、「遊佐町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例別表第2」と読み替えるものとする。

第2条に次の1項を加える。

5 宿泊手当の額は、一般職旅費条例の例による。

第3条第3項中「日当」を「宿泊手当」に、「2,600円を上限とする」を「一般職の職員の宿泊を伴う出張の例による」に改める。

第6条中「一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和45年条例第14号）」を「一般職旅費条例」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

職名 \ 区分	鉄道賃	船賃		航空賃
		等級を3段階に区分される船舶	等級を2段階に区分される船舶	
町長及び議長	実際に支払った額	中級	下級	実際に支払った額
副町長、議員及び教育長	実際に支払った額	中級	下級	実際に支払った額
農業委員会委員				
教育委員会委員				

選挙管理委員会委員				
監査委員				
固定資産評価審査委員会委員				
消防団団長				
法第3条第3項第2号、第3号、第3号の2及び第5号（消防団団長を除く。）に該当する者 その他の特別職及び第5条第1項に該当する者	実際に支払った額	下級	下級	実際に支払った額

別表第2

区分	町長及び議員	その他の特別職の職員
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円

栃木県	1 4, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
群馬県	1 4, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
埼玉県	2 7, 0 0 0 円	1 9, 0 0 0 円
千葉県	2 4, 0 0 0 円	1 7, 0 0 0 円
東京都	2 7, 0 0 0 円	1 9, 0 0 0 円
神奈川県	2 2, 0 0 0 円	1 6, 0 0 0 円
新潟県	2 2, 0 0 0 円	1 6, 0 0 0 円
富山県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
石川県	1 3, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円
福井県	1 4, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
山梨県	1 7, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
長野県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
岐阜県	1 8, 0 0 0 円	1 3, 0 0 0 円
静岡県	1 3, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円
愛知県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
三重県	1 3, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円
滋賀県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
京都府	2 7, 0 0 0 円	1 9, 0 0 0 円
大阪府	1 8, 0 0 0 円	1 3, 0 0 0 円
兵庫県	1 7, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
奈良県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
和歌山県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
鳥取県	1 1, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円
島根県	1 3, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円
岡山県	1 4, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
広島県	1 8, 0 0 0 円	1 3, 0 0 0 円
山口県	1 1, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円
徳島県	1 4, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
香川県	2 1, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円

愛媛県	14,000円	10,000円
高知県	15,000円	11,000円
福岡県	25,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	11,000円
長崎県	15,000円	11,000円
熊本県	20,000円	14,000円
大分県	15,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	12,000円
沖縄県	15,000円	11,000円

（遊佐町語学指導等に従事する外国青年の給料及び旅費の支給に関する条例の一部改正）

第5条 遊佐町語学指導等に従事する外国青年の給料及び旅費の支給に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和45年条例第14号）」を「一般職の職員等の旅費に関する条例（令和8年条例第号）」に改める。

別表（第14条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円

埼玉県	1 9, 0 0 0 円
千葉県	1 7, 0 0 0 円
東京都	1 9, 0 0 0 円
神奈川県	1 6, 0 0 0 円
新潟県	1 6, 0 0 0 円
富山県	1 1, 0 0 0 円
石川県	9, 0 0 0 円
福井県	1 0, 0 0 0 円
山梨県	1 2, 0 0 0 円
長野県	1 1, 0 0 0 円
岐阜県	1 3, 0 0 0 円
静岡県	9, 0 0 0 円
愛知県	1 1, 0 0 0 円
三重県	9, 0 0 0 円
滋賀県	1 1, 0 0 0 円
京都府	1 9, 0 0 0 円
大阪府	1 3, 0 0 0 円
兵庫県	1 2, 0 0 0 円
奈良県	1 1, 0 0 0 円
和歌山県	1 1, 0 0 0 円
鳥取県	8, 0 0 0 円
島根県	9, 0 0 0 円
岡山県	1 0, 0 0 0 円
広島県	1 3, 0 0 0 円
山口県	8, 0 0 0 円
徳島県	1 0, 0 0 0 円
香川県	1 5, 0 0 0 円
愛媛県	1 0, 0 0 0 円

高知県	1 1, 0 0 0 円
福岡県	1 8, 0 0 0 円
佐賀県	1 1, 0 0 0 円
長崎県	1 1, 0 0 0 円
熊本県	1 4, 0 0 0 円
大分県	1 1, 0 0 0 円
宮崎県	1 2, 0 0 0 円
鹿児島県	1 2, 0 0 0 円
沖縄県	1 1, 0 0 0 円

提 案 理 由

令和 6 年度に行われた国家公務員等の旅費に関する法律の大幅な改正を受け、地方公務員における旅費制度についても、国に準じた見直しを図るため、提案するものである。

令和 8 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 17 号

遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例

遊佐町印鑑条例(昭和56年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

提 案 理 由

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する規定を整備する必要があるため提案するものである。

令和8年3月3日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 18 号

町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の一部を改正する
条例の制定について

町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の一部を改正する条例
第 1 条 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例（令和 2 年条例第 1
号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」に、
「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

第 2 条中「第 1 7 3 条第 1 項第 1 号」を「第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号」
に改める。

第 2 条 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の一部を次のよう
に改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項」
に、「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改
める。

第 2 条中「第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 1 7 3 条の 5 第 1 項第
1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、地方自
治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に
掲げる規定の施行の日（令和 8 年 9 月 24 日）から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項のずれによる規定を整備するため提案するものである。

令和 8 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 19 号

遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例（平成 22 年条例第 19
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「下和田 3 1 番地の 3」を「花塚 2 9 番地の 1」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

蔵岡まちづくりセンターを旧蔵岡小学校に移転することに伴い、位置が変更とな
るため、提案するものである。

令和 8 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第20号

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）」を「地方公営企業等の労働関係法に関する法律（昭和27年法律第289号）」に改める。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第6条の2に次の1項を加える。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第8条第2項中「勤務を命じられた」を「勤務を命ぜられた」に改める。

第12条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第12条の2第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第13条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第18条の2中「、第5条、第14条」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県人事委員会勧告等に準じ、職員の給与改定等を行うため、提案するものである。

令和8年3月3日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 2 1 号

遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年 9 月 2 4 日条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「研修を修了したもの」の次に「(職員の研修計画を定めた上で、補助員としての業務に従事することになってから 2 年以内に研修を修了することを予定している者を含む)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業において、事業の安定的かつ継続的な運営を図るため、一定の知識及び経験を有する者を「みなし支援員」として配置できることとするため、提案するものである。

令和 8 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 2 2 号

遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例

遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例（平成 2 3 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

名称		使用料の額				摘要
		管理人常駐期間		管理人不在期間		
		大人	小中学生	大人	小中学生	
滝の小屋	宿泊	4, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	4 0 0 円	2 0 0 円	素泊 1 人 1 泊
	休憩	2 0 0 円	1 0 0 円			1 人につき

備考 休憩とは、施設内での食事又は 2 時間以上にわたって休憩する場合をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

物価高騰の影響及び他の同規模施設における利用料を鑑み、変更を提案するものである。

令和 8 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 23 号

鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例

鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第1
号）の一部を次のように改正する。

別表 1 鳥海自然文化館遊楽里 入浴料（1人入館1回につき、入湯税を含
む。）の項使用料の欄中「大人400円」を「大人500円」に改める。

別表 2 鳥海温泉保養センターあぼん西浜 入浴料（1人入館1回につき、入
湯税を含む。）の項使用料の欄中「大人400円」を「大人500円」に改める。

別表 3 大平山荘 宿泊料(素泊まり1人1泊)の項使用料の欄中「5,140
円」を「6,140円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

物価高騰の影響及び他の同規模施設における利用料を鑑み、変更を提案するもの
である。

令和8年3月3日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 2 4 号

R 6 災 4 6 - 5 杉 沢 (3) 農 地 ・ 農 業 用 施 設 災 害 復 旧 工 事 に 係 る
請 負 契 約 の 一 部 変 更 に つ い て

R 6 災 4 6 - 5 杉 沢 (3) 農 地 ・ 農 業 用 施 設 災 害 復 旧 工 事 の 一 部 を 次
の よ う に 変 更 す る 。

議 決 年 月 日 及 び 番 号	内 容		
	事 項 名	変 更 前	変 更 後
令 和 7 年 1 0 月 1 7 日 議 第 8 0 号	工 期	着 工 令 和 7 年 1 0 月 1 7 日 完 成 令 和 8 年 3 月 1 9 日	着 工 令 和 7 年 1 0 月 1 7 日 完 成 令 和 8 年 5 月 2 9 日

提 案 理 由

R 6 災 4 6 - 5 杉 沢 (3) 農 地 ・ 農 業 用 施 設 災 害 復 旧 工 事 の 施 工 に あ
た り 、 工 期 を 変 更 し て 実 施 す る 必 要 が あ る の で 、 地 方 自 治 法 第 9 6 条 第 1
項 第 5 号 の 規 定 に よ り 、 提 案 す る も の で あ る 。

令 和 8 年 3 月 3 日 提 出

遊 佐 町 長 松 永 裕 美

議第 2 5 号

令和 6 年災第 9 1 2 0 号町道唐戸岩・鹿野沢線道路災害復旧工事
に係る請負契約の一部変更について

令和 6 年災第 9 1 2 0 号町道唐戸岩・鹿野沢線道路災害復旧工事の一部
を次のように変更する。

議決年月日 及び番号	内 容		
	事項名	変 更 前	変 更 後
令和 7 年 7 月 1 日 議第 5 8 号	工期	着工 令和 7 年 7 月 1 日 完成 令和 8 年 3 月 3 1 日	着工 令和 7 年 7 月 1 日 完成 令和 8 年 8 月 3 1 日

提 案 理 由

令和 6 年災第 9 1 2 0 号町道唐戸岩・鹿野沢線道路災害復旧工事の施工
にあたり、工期を変更して実施する必要があるので、地方自治法第 9 6 条
第 1 項第 5 号の規定により、提案するものである。

令和 8 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 26 号

ゆざ元町地域交流センターの指定管理者の指定について

町は、次により指定管理者を指定することができる。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施設 の 名 称 | ゆざ元町地域交流センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 遊佐町遊佐字石田 19 番地の 18
遊佐町商工会
会長 本間 知広 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和 8 年 4 月 1 日より令和 11 年 3 月 31 日まで |

提 案 理 由

ゆざ元町地域交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

令和 8 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 27 号

遊佐町過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条の規定により、別紙のように定める。

提 案 理 由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条の規定により、定める必要があるため、別紙のとおり提案するものである。

令和 8 年 3 月 3 提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 28 号

白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条の規定により、令和 6 年 3 月 13 日（令和 6 年 3 月議第 40 号）に議決した白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、別紙のとおり変更する。

提 案 理 由

白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更する必要があるので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定において準用する同条第 1 項の規定に基づき、提案するものである。

令和 8 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美